補助要綱の改正点

１　交付申請書および実績報告書の添付書類について（第７条、第14条、別表関係）

　　添付書類として、ＵＤタクシーに配置する乗務員の一覧等の個人情報を含む書類が必要であることから、交付申請書（様式１）及び実績報告書（様式７）に、事業者において当該情報を本市に提供することについて乗務員の了承を得ていることを記載する欄を設けました。

２　乗務員の資格等について（第９条第１項第１号関係）

　　ＵＤタクシーに配置する乗務員について、交付申請時にユニバーサルドライバー研修修了者等であることを条件としていますが、新型コロナウイルス感染症により当該研修の開催に遅れが生じていることから、令和４年度に引き続き令和５年度においても、実績報告書提出時に当該研修修了者等であることと読み替えて運用します。

３　乗務員への研修の実施について（第９条第１項第２号関係）

　　令和４年度までは、ＵＤタクシーに配置する乗務員について、国土交通省通知に係るＵＤタクシーの運送に関する研修を、申請年度において２回以上実施することを条件としていましたが、補助金の交付決定に当たっては、条件を満たしていることを確認した上で交付決定を行うべきものであることから、令和５年度からは、研修は申請年度において実績報告時までに２回以上実施するよう変更しました。